

令和7年度 実施方針の策定の見通しの公表について

滋賀県
令和7年4月

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第15条および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条による公表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合や、下表に掲載されていない事業について実施方針を策定する場合があります。

事業の名称	事業期間（予定）	事業概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管部局
滋賀県希望が丘文化公園活性化事業	事業契約日から 15年～20年間程度	滋賀県希望が丘文化公園について、施設の設計・建設・維持管理等を行う。	滋賀県野洲市、湖南市および蒲生郡竜王町にわたる区域の一部	令和7年12月（予定）	文化スポーツ部 文化芸術振興課